

会計課 作成
12月7日(木) 参・法務委 東 徹 議員 (維新)

3問 檢察官の俸給にかかる予算について、10年前になる平成20年度と平成29年度のそれぞれの予算額を法務当局に問う。

[結論]

平成20年度は186億5千万円、平成29年度は183億9千4百万円である。

(参考) 檢察官の俸給にかかる予算額 (過去10年間の推移)

平成20年度	186億5千万円
平成21年度	184億2千2百万円
平成22年度	183億4千1百万円
平成23年度	184億5千1百万円
平成24年度	188億6千7百万円
平成25年度	176億7千3百万円
平成26年度	178億6千9百万円
平成27年度	179億2千5百万円
平成28年度	177億2千5百万円
平成29年度	183億9千4百万円 (※)

(※) 対平成20年度比 2億5千5百万円減

更問1 平成20年度と平成29年度の検察官の定員を法務当局に問う。

〔結論〕

平成20年度は2,578人、平成29年度は2,764人である。

(参考) 検察官の定員の内訳

平成20年度 検事1,679人、副検事899人

平成29年度 検事1,865人、副検事899人(検事186人の増)

更問2 平成20年度と比較すると、平成29年度は検察官の定員は増加しているにもかかわらず、予算額が減少している理由を法務当局に問う。

〔結論〕

検察官の俸給にかかる予算は、検察官の定員のほか、俸給表の改定や、予算の執行実績等を総合的に考慮した上で措置されているものと承知しており、お尋ねの理由を一概に申し上げることは困難である。

(対大臣・副大臣・政務官)
12月7日(木)参・法務委

司法法制部 作成
東 徹 議員(維新)

4問 司法制度に対する国民の負担として、裁判官の報酬及び検察官の俸給が増額となることについて、法務大臣の所見を問う。

[支給合計額と号俸月額の比較]

- 1 (委員ご指摘のとおり,) 平成29年度における裁判官の報酬と検察官の俸給にかかる予算額の合計は、(先ほど最高裁判所からご説明があったとおり,) 裁判官の報酬に係る予算額が、裁判官の増員により、増加していることから、平成20年度との比較において、増加している。
- 2 もっとも、今回の改正を加味しても、「裁判官の報酬等に関する法律」及び「検察官の俸給等に関する法律」で定める各号俸の月額自体は、一部の下位号俸を除き、平成20年度との比較において、減額されているところである(注1)。

(注1)	平成20年度	今回の改定後
判事1号	1,211,000円	1,175,000円 (-36,000)
判事補1号	430,600円	421,100円 (-9,500)
判事補10号	245,200円	245,200円 (±0)

[今回の給与改定の内容]

そして、今回の改正は、人事院勧告に基づく一般の政府職員(注2)の俸給表の改定に準じて行おう

とするものであるところ、このような改定の在り方は、

- 一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
- 他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮する

という理由に基づくものであって、合理的と考えている。

(注2)「一般の政府職員」とは、特別職給与法及び一般職給与法が適用される政府の職員を意味する。

〔結論〕

(委員ご指摘のように) 裁判官の報酬及び検察官の俸給は、その支給となる財源が国民の負担の上に成り立つものであることは十分に認識しているが、
今回の改正は、(先ほど申し上げたとおり、) 給与水準の改定の方法及び改定の内容において合理的なものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [] 携帯 [] 】

更問　裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定に当たり、弁護士の所得に準拠するのではなく、一般的の政府職員の俸給表に準じて行うのはなぜか。

〔結論〕

- 1　裁判官及び検察官は、国家公務員という立場で職務に従事し、定額の給与の支給を受けるのに対し、弁護士は、一般的には自ら顧客と契約を締結し、その契約に基づいて、経費を負担しつつ、報酬を得るという事業主的な営業形態を採って、その職務を行っている。
- 2　このように、裁判官及び検察官と弁護士とでは、その所得を得る態様や職務内容が大きく異なっており、裁判官及び検察官の給与と弁護士の所得とを単純に比較して給与水準を論ずることは困難である。
- 3　また、裁判官及び検察官も国家公務員であり、その給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要がある。
- 4　したがって、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定に当たり、弁護士の所得に準拠して改定するという方法は、一般的の政府職員の俸給表に準じて改定するという方法に比べ、合理性を有するものとは考えていない。」

裁判官・検察官の報酬・俸給月額の推移

官職・号俸		H19年度改正 (H20年度)	H29年度改正 (案)	差額
裁判官	検察官	H19. 4. 1適用	H29. 4. 1適用	
最高裁判所長官		2,071,000	2,010,000	-61,000
最高裁判所判事	検事総長	1,512,000	1,466,000	-46,000
東京高等裁判所長官		1,448,000	1,406,000	-42,000
その他の高等裁判所長官	東京高等検察庁検事長	1,341,000	1,302,000	-39,000
	次長検事 その他の検事長	1,235,000	1,199,000	-36,000
判 1	検 1	1,211,000	1,175,000	-36,000
判 2	検 2	1,066,000	1,035,000	-31,000
判 3	簡 特 検 3	994,000	965,000	-29,000
判 4	簡 1 検 4	843,000	818,000	-25,000
判 5	簡 2 検 5	728,000	706,000	-22,000
判 6	簡 3 検 6 副 特	654,000	634,000	-20,000
判 7	簡 4 検 7 副 1	592,000	574,000	-18,000
判 8	検 8 副 2	533,000	516,000	-17,000
	簡 5 副 3	448,600	438,500	-10,100
補 1	簡 6 検 9 副 4	430,600	421,100	-9,500
補 2	簡 7 検 10 副 5	395,900	387,400	-8,500
補 3	簡 8 検 11 副 6	370,500	364,500	-6,000
補 4	簡 9 検 12 副 7	346,600	341,200	-5,400
補 5	簡 10 検 13 副 8	323,100	319,200	-3,900
補 6	簡 11 検 14 副 9	307,100	304,100	-3,000
補 7	簡 12 検 15 副 10	288,700	286,800	-1,900
補 8	簡 13 検 16 副 11	278,000	276,500	-1,500
補 9	簡 14 検 17 副 12	254,200	254,100	-100
補 10	簡 15 検 18 副 13	245,200	245,200	0
補 11	簡 16 検 19 副 14	234,400	238,500	4,100
補 12	簡 17 検 20 副 15	227,000	232,400	5,400
		副 16	215,000	221,000
		副 17	206,600	213,200

(注1) 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、「特」は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。

(注2) 増減率は、(差額/改正前月額) × 100による。

12月7日(木) 参・法務委 東 徹 議員(維新)

5問 例えば大卒で35歳くらいの場合、検察官と一般の国家公務員のそれぞれの俸給等はどれくらいの金額であるのか、法務当局に問う。

(答)

1 一般の国家公務員については、採用区分、適用される俸給表、実際の昇給の状況等が様々であるが、例えば、人事院が作成した「国家公務員モデル給与例」によると、35歳・本府省課長補佐級の職員の場合、今回の改正法に基づき、
○ 年間給与額は約720万円(注1)
となるとされている。

2 検察官については、人事評価の結果、経験年数、責任の度合い等を総合考慮して昇給させており、やはり一概に申し上げるのは困難であるが、同程度の年齢の検察官の場合、今回の改正法に基づくと
○ 年間給与額は約920万円(検事9号)(注2)
となると思われる。

(注1) 正確には、7,231,000円であり、地域手当及び本府省業務調整手当を加えた俸給等の月額は、437,120円とされる(※扶養手当及び超過勤務手当は含まない。)。

(注2) 正確には、9,195,132円であり、東京23区内で勤務する場合の地域手当を加えた俸給等の月額は、505,320円となる。なお、合本資料3では、検事9号の俸給等の年額について9,501,852円と記載されているが、前記の年額は、これから、扶養手当とその地域手当・期末手当への各反映分を差し引いたものである。

(参考資料) 平成29年8月人事院作成「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント」中の「1-⑦国家公務員モデル給与例（扶養親族がいない場合）」

【更問1】

(更に、答弁した検察官の俸給等について、号俸やその根拠を問われた場合)

(答)

検察官については、人事評価の結果、経験年数、責任の度合い等を総合考慮して昇給させており、一概に申し上げるのは困難であるが、

- 法科大学院（既習）を卒業して司法試験に1回で合格した場合の検事任官年齢は26歳となること
- 任官後おおむね10年以上を経過した検察官は、裁判官が判事補から判事になるのと同様に、検事8号になり得ることから、任官後9年程度を経過した者に対応する検事9号をもとに算出したものである。

(参考) 平成10年10月8日参議院法務委員会における答弁

- 大森礼子議員（公明） …まず、お尋ねするのですが、検事の8号です。ここから指定職となるわけですが、8号は任官後何年くらいでそこに届くのでしょうか。
- 政府委員（但木敬一官房長） おおむね10年以上でございます。

【更問2】

(更に、手当等を全て考慮すると、検察官と一般の国家公務員の給与はどちらが高いのか、また、その差額はどれくらいになるのかと重ねて問われた場合)

(答)

一般的の国家公務員の場合、検察官とは異なり、超過勤務をした場合に超過勤務手当が支給され、その金額分が加算されることとなる上、その具体的な金額も実際の超過勤務状況によることとなるため、一概にお答えすることは困難であるが、単純に俸給月額のみを比較すれば、検察官の方が高い。

1-⑦ 国家公務員モデル給与例(扶養親族がない場合)

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	146,100	2,373,000	147,100	2,404,000	31,000
	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	178,200	2,894,000	179,200	2,928,000	34,000
	25歳	188,400	3,060,000	189,400	3,095,000	35,000
	30歳	222,900	3,620,000	223,900	3,659,000	39,000
係長	35歳	269,700	4,437,000	270,600	4,480,000	43,000
	40歳	297,900	4,901,000	298,500	4,942,000	41,000
地方機関課長	50歳	411,400	6,640,000	411,800	6,686,000	46,000
本府省課長補佐	35歳	436,160	7,169,000	437,120	7,231,000	62,000
本府省課長	50歳	745,200	12,459,000	745,680	12,550,000	91,000
本府省局長	—	1,074,000	17,653,000	1,074,000	17,728,000	75,000
事務次官	—	1,410,000	23,175,000	1,410,000	23,274,000	99,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)(平成29年度)を支給

(対大臣・副大臣・政務官)
12月7日(木)参・法務委

司法法制部 作成
東 徹 議員(維新)

6問 裁判官の報酬及び検察官の俸給が、一般の政府職員と異なる給与水準となっている理由について、法務副大臣に問う。

[裁判官について]

1 裁判官の報酬については、「裁判官の報酬等に関する法律」に基づいて支給され、一般の政府職員(注1)と異なる給与体系が定められている。

(注1)「一般の政府職員」とは、「特別職の職員の給与に関する法律」及び「一般職の職員の給与に関する法律」が適用される政府の職員を意味する。

2 これは、裁判官の報酬について、その職務と責任の特殊性を踏まえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと(注2)、その重責にふさわしい適材確保の必要性を満たすべきものであることをも考慮し、その水準において一般の行政官に対比し、ある程度の較差を保つこととしたものである。

(注2) 裁判官については、事件の適正・迅速な処理のために、夜間など一般職の職員の勤務時間外においてもこれに対処するということが要求される場合も少なくなく、一般職の職員と同様の勤務時間を観念することが困難であることから、超過勤務手当等は支給されないこととされている。



〔検察官について〕

- 1 検察官は、国家公務員法上は一般職の国家公務員とされているが、その俸給については、「一般職の職員の給与に関する法律」とは別個に、「検察官の俸給等に関する法律」が制定されており、その俸給月額は裁判官に準じて定められている。
- 2 これは、検察官が、①司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法的性格を有するものであること、また、②原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるなど裁判官に準ずる性格を有していることから、検察官の俸給月額については、他の一般職の国家公務員とは別個に、裁判官の報酬月額に準じて定めることとされたものである（注3）。」

（注3）「検察官の俸給等に関する法律」が制定された際の昭和23年の「検察官の俸給等に関する法律案」の提案理由に、「検察官についても、…給与の体系を確立し、もって一般公務員の給与水準に即應せしめるとともに、検察官の職責に鑑み、その準司法的性格を重視し、他の一般行政官とは異なり、裁判官に対する待遇に準じた給与を与えることとしたいたたく、ここに本法案を提出した次第であります。」とある。

（参照条文）

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）
第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に

法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求める、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

7問 紹与水準に影響があるとする裁判官及び検察官の「職務と責任の特殊性」とは、具体的にどのような内容か、法務副大臣に問う。

[裁判官について]

1 裁判官は、司法権を担い、具体的事件に対する法の適用を通じて国民の権利・利益を保護することを職務とする者である。

そして、裁判官は、憲法上、自らの良心に従い、独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されると規定されており、これは、裁判官の職務内容に鑑み、裁判の公正とそれに対する国民の信頼を確保するためのものである。

2 このように、裁判官については、外部からの圧力や干渉を受けずに公正無私の立場で、司法権の行使という重大な職責を果たすことが求められるという点において、その職務と責任が特殊である。

3 憲法は、裁判官の報酬について、裁判官は、「すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない」と規定しているところ、この規定も、このような特殊な職責を担う裁判官の身分を保障した規定と承知している。



〔検察官について〕

- 1 次に、検察官については、行政官であるものの、裁判官に法の正当な適用を請求し、司法権の発動を促すなど、司法の適正・円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する者であって、司法権の適正な実現のため、その職権行使の独立が求められる。
- 2 このような準司法官的な性格を有する点において、(先ほど申し上げた) 裁判官と同様、その職務と責任が特殊であり、検察庁法上も、その意に反して俸給を減額されることはない旨の身分保障が設けられているところ。」

(参照条文)

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七十六条

1・2 (略)

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十九条

1～5 (略)

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条

1 (略)

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
12月7日(木)参・法務委

司法法制部 作成
東徹議員(維新)

8問 「職務と責任の特殊性」を根拠に、既に一般の国家公務員より高い裁判官の報酬や検察官の俸給を、人事院勧告により民間企業の給与に準拠して改定する理由について、法務副大臣に問う。

〔人事院勧告の趣旨〕

人事院勧告の趣旨は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるところにあり、合理性があるものと認識している。

〔結論〕

そして、一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、一方で、(先ほど申し上げた)裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [] 携帯 [] 】

(対大臣・副大臣・政務官)
12月7日(木)参・法務委

司法法制部 作成
東徹議員(維新)

9問 裁判官の報酬及び検察官の俸給について、一方で、一般の政府職員より高い水準にあり、他方で、一般の政府職員と同じく人事院勧告に従って金額を引き上げることは、「いいとこ取り」ではないか、法務大臣に問う。

[前提]

一般の政府職員(注1)の俸給表に準じて裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定する方法は、(先ほども申し上げたとおり)一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであり、合理的と考えている。

(注1)「一般の政府職員」とは、特別職給与法及び一般職給与法が適用される政府の職員を意味する。

[結論]

裁判官の報酬及び検察官の俸給については、このような考えに基づき、従前より、これを引き上げる場合のみならず、引き下げる場合も同様に、一般の政府職員の給与改定に準じて改定額を定めてきたものであって、委員の(「いいとこ取り」との)ご指摘は当たらないものと考えている(注2)。」

(注2)これまでに、平成15年、平成17年、平成21年、平成22年、平成23年及び平成26年において、一般職の国家公務員の俸給月額の引下げに伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額が引き下げられている。

(参考)一般の政府職員の俸給表に準じた改定以外の方法として、例えば、弁護士の収入・所得に準じた改定をすべきとの見解もあり得るが、裁判官及び検察官は、国家公務員という立場で職務に従事し、定額の給与の支給を受けるのに対し、弁護士は、一般的には自ら顧客と契約を締結し、その契約に基づいて、経費を負担しつつ、報酬を得るという事業主的な営業形態を採って、その職務を行っており、裁判官及び検察官と弁護士とでは、その所得を得る様や職務内容が大きく異なっており、裁判官及び検察官の給与と弁護士の所得とを単純に比較して給与水準を論ずることは困難である。また、裁判官及び検察官も国家公務員であり、その給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要がある。したがって、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定に当たり、弁護士の所得に準拠して改定するという方法は、一般の政府職員の俸給表に準じて改定するという方法に比べ、合理性を有するものとは考えていない。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

人事課作成

12月7日(木) 参・法務委 山口 和之 議員(無所属)

1問 檢察官を定年前に辞める者の割合はどの程度で、どのような退職理由か、法務当局に問う。

(答)

1 平成26年度から平成28年度までの過去3年度分についてお答えすると、検察官であって定年退職以外の事由により退職した者の割合は、

- 平成26年度 約63パーセント
- 平成27年度 約67パーセント
- 平成28年度 約65パーセント

である。

2 定年前に退職した者の具体的な退職理由は、承知していない。

(参考)

過去3年間の検察官からの退職者の内訳は、次のとおり。

	自己都合 (死亡を含む)	応募認定、 事務都合等	定年	合計
平成26年度	14名 (19%)	38名 (44%)	32名 (37%)	86名
平成27年度	9名 (12%)	43名 (55%)	26名 (33%)	78名
平成28年度	28名 (33%)	27名 (32%)	29名 (35%)	84名

(参考条文)

- 檢察庁法

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

【更問】

(更に、若手の検察官の中には長時間労働の割りに給与が少ないため辞める者もいるのではないかと考えられるから、働き方改革が求められている中、退職者の具体的な退職事由の把握に努めるべきではないか、と問われた場合)

(答)

(検察当局においては、検察官の心身の健康を維持する観点から、決裁官が各検察官の勤務状況を把握し、必要に応じて業務量を調整するなどして、過度な長時間勤務とならないよう配慮がなされているものと承知。)

お尋ねの退職理由については、退職者のプライバシーにもわたり得るため、当局が網羅的に把握しようとすることが相当かという問題があると思われるが、いずれにせよ、検察官が心身の健康を維持しつつ活躍できるようにするための環境整備に配意していく必要があると考えている。